

静岡市規則第43号

静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第140号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）（添付書類）に次のように加える。

10 建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合又はこれを兼ねる場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第20条第1項第3号に掲げる書面

様式第2号（添付書類）に次のように加える。

5 建築物環境衛生管理技術者に係る変更の場合であつて、当該建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合又はこれを兼ねる場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第20条第1項第3号に掲げる書面

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。